

入札参加予定業者 各位

公益財団法人新宿未来創造財団
事務局長 小柳 俊彦
(印章省略)

公益財団法人新宿未来創造財団指名競争入札
新宿コズミックスポーツセンターカラー印刷機
のリース及び保守業務委託 質問と回答

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日郵送させていただきました標記入札に関する資料に関しまして、以下の質問をいただきましたので、下記のとおり回答申し上げます。

ご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

記

質問 1	本件に使用する契約書は受注者書式という理解で宜しいでしょうか？ 発注者書式という事でしたら契約書(案)を事前に頂いても宜しいでしょうか？
回答 1	契約については、発注者書式とさせていただきます。 お送りいたしました仕様書及び別紙契約に係る様式に基づいて締結させていただきます。

質問 2	入札時、委任状は必要でしょうか？
回答 2	入札を行うのは①代表者又は②社員等の関係者であり代表者からの委任を受けた代表者の代理人である事が条件となります。 当財団が必要であると判断した場合は、委任状の確認をさせていただきたく事がございますので、ご用意をお願いします。

以上

(案)

(30 新創財契第 号)

貸 貸 借 契 約 書

1 件 名

2 契約金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち消費税 円)

契 約 締 結 の 日 か ら

3 契約期間 平成 年 月 日 まで

4 契約保証金 免 除

5 契約締結日 平成 年 月 日

公益財団法人新宿未来創造財団

事務局長

貸 貸 者

上記契約を委託するにあたり、公益財団法人新宿未来創造財団を甲、貸貸者を乙として、裏面の条項に基づき契約を締結する。

(目的)

第 1 条 乙は、甲に対して、本契約条項に従って別紙記載の機器（以下「機器」という。）の賃貸を行うことを約し、甲は、本契約書記載の料金を支払うことを約する。

(機器の引渡し)

第 2 条 乙は、甲の指定する場所に機器を納入し、甲に引き渡すものとする。

(善管注意義務)

第 3 条 甲は、機器を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を払って使用するものとする。

2 乙は、機器を乙所定の様式により、乙の所有に属する旨の標識を付し、甲は機器をいかなる場合をも問わず、他の権利の目的物として使用することはできないものとする。

(賃貸料の請求)

第 4 条 乙は、賃貸料を別紙内訳書のとおり、甲の定める手続きに従い請求するものとする。

2 甲は、前項により請求書を受領したときは、その日より 30 日以内に支払わなければならない。

(機器の改造)

第 5 条 機器の構成の変更又は改造については、甲は、あらかじめ書面にて乙の承諾を求めるとし、甲の負担により、乙の認める者がこれを行うものとする。

2 乙は前項の変更又は改造が機器の機能に支障を与えると認めたときは、甲の申し出を拒否することができる

3 機器の変更又は改造によって、契約内容を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(機器の返還)

第 6 条 本契約が終了した場合は、甲は、乙に対して機器を返還するものとする。ただし、本契約終了後も別途契約のうえ、同機器を引き続き賃貸借する場合はこの限りではない。

(機器の引き取り)

第 7 条 本契約が終了した場合において、機器の引き取りに要する経費は乙の負担とする。

(保険)

第 8 条 機器に対する動産総合保険に加入する場合においては、乙が付保し、その保険料は乙が負担する。

(立入権及び秘密の保持)

第 9 条 機器の納入及びその他必要により、乙の社員又は乙の指定する者が機器の設置場所に立ち入るときは、あらかじめ甲の承諾を得、かつその者は、必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 乙及び乙の指定した者は、前項の立ち入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 乙の指定した者が、甲に対して損害を与えたときは、乙がその責めを負うものとする。

(損害賠償)

第 10 条 機器の滅失又は毀損について、通常の使用により生ずる場合を除き、その危険負担は甲が負うものとし、乙は、甲に対して損害賠償を請求出来るものとする。ただし、第 8 条に規定する動産総合保険で補填される事項については、甲はその損害の賠償を免れるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議により定めるものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通告し、この契約を解除することが出来る。

2 前項の場合において、甲が解除したときは、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとし、乙が解除したときは、その額は甲乙協議により定めるものとする。

(協議)

第 12 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の履行について疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し、円滑な解決を図るものとする。

上記契約の証として本証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性及び企業コンプライアンスについて十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(反社会的団体との接触の禁止)

- 18 乙は、新宿区暴力団排除条例に準拠し、反社会的団体との接触や活動に対する便宜を図ってはならない。

(公益保護のための通報を行ったことを理由とした不利益取扱いの禁止)

- 19 乙は、公益通報者の保護を図ることを目的とした公益通報保護法を遵守しなければならない。

(「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に則した障害者への対応)

- 20 乙は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めなくてはならない。

(公表)

- 21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 22 乙は、第1項から第20項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。